

旅行報告書

会派名 無限21

会派代表者 谷口眞次

平成29年5月12日

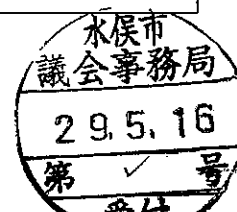
旅行者氏名	旅行者氏名
谷口 眞次	
藤本 壽子	
田中 睦	

下記の用務のため旅行しましたので報告いたします。

1 期間 平成29年4月13日(木)から
平成29年4月14日(金)まで

2 旅行先及び用務の概要

旅行先	用務の概要
福岡県みやま市	みやま市役所 ・ 電力の地産地消・スマートエネルギーについて
福岡県筑後市	筑後市役所 ・ 定住促進事業について
福岡県久留米市	久留米市役所 ・ 子ども食堂支援事業について



無限21会派 行政視察報告書

報告者 田中 睦

日 程 平成29年4月13日(木)～14日(金)
視察場所 福岡県みやま市、筑後市、久留米市
参加者 谷口眞次、藤本壽子、田中睦：無限21
野中重男、高岡朱美：日本共産党

視察の概要

1 みやま市役所 4F 委員会室

対応者 議会事務局係長・堤 和美氏

環境経済部エネルギー政策課長・古田 稔氏

係長・渡邊満昭氏、主査・江崎幸太郎氏

みやまスマートエネルギー代表取締役社長・磯部 達氏



電力の地産地消・スマートエネルギーについて

- ・合併による市制施行から10年。毎年500人の人口減で、現在38,000人。
- ・地域内での経済循環をめざし、地域に電力会社(みやまスマートエネルギー株式会社)を設立
- ・みやま市は平地が多く、日射量や気温が太陽光発電に適した土地で、現在では太陽光パネル設置率が10%に達している。晴れた日には市内で生まれる再生可能エネルギーの発電力で、昼間に使用される電力を100%賄えるという。
- ・地域の資源を活用し、収益を地域活性化に生かす。

地域課題の解決を行政と共に進めていく。

地域の自然エネルギーを地域で消費し、高齢者見守りサービス・環境保全・雇用増に、市民も一体となって取り組む。

○みやま市が進めるエネルギー事業

- ① 電力の地産地消…再生可能エネルギー比率の拡大をめざす。

・水力・バイオマス発電の導入

- ② 市民への総合生活支援サービス…タブレット端末を利用して生活支援サービスを提供

- ③ 食の地産地消と地域産業振興…「さくらテラス」→レストラン&カフェ、特産品販売コーナー、各種イベント・カルチャーの発信など

2017年 4月	5月
<p>4/16 (H) 11:30~13:00 (受付11:00) 先着予約制 限定30名様</p> <p>ボルドーワイン ランチセミナー</p> <p>料金: 3,500円 (要予約)</p> <p>福岡市内中洲にある「オ・ボルドーフオカ」さん。 ソムリエを揃えている「ボルドーワイン ランチセミナー」です。 今回は、さくらテラスのシェフが特別に考案した限定ランチと一緒に ボルドーワインのペアリング講座を行います。</p>	<p>5/14 (H) 13:30~16:30 (開場13:00) Afternoon Concert</p> <p>前売券 好評発売中!</p> <p>アフタヌーン コンサート</p> <p>料金: 2,000円 (要予約)</p> <p>女性ジャズユニット「月・夜・花」が、 さくらテラスのAfternoon Concertに登場! ジャズ・ポップス・クラシック・日本の曲まで様々なジャンルのお洒落な 独自の音楽観で表現する彼女達の演奏をお楽しみください。</p>
<p>4/20 (木) 14:30~16:30 (授堂14:00~カフェタイム15:30~)</p> <p>先着予約制 限定10名様</p> <p>かわいい麻紐の 小物作り教室</p> <p>料金: 1,200円 (要予約)</p> <p>麻紐を編んで、かわいらしい小物作り体験! 教室の後は、さくらテラスの美味しいスイーツで楽しいおしゃべり。</p>	<p>5/25 (木) 14:00~16:00</p> <p>予約不要です! 時間内出入り自由</p> <p>〜ワンコインでスキルアップ〜</p> <p>タブレット個別レッスン</p> <p>料金: 500円</p> <p>タブレット初心者の方、操作についてお困りの方は何でもご相談下さい! カスタマーサポートセンターのスタッフが丁寧に対応いたします。</p>
<p>●ご予約のお申込み・お問合せ</p> <p>【営業時間】10:00~22:00</p> <p>Sakura Terrace 入会式会場(毎月13~15日) 本庁(駐車場)の隣</p> <p>さくらテラス TEL: 0944-85-8139</p>	

【感想】

- ・地域で使いきれない電力を自治体同士で融通しあう自治体間連携を提唱しておられたが、水俣市でも今後検討の価値があると感じた。また、電気の使用状況の変化から高齢者を見守るシステムを構築している点など、参考になった。(田中)
- ・再生可能エネルギーから電力をつくることをめざす自治体との連携を深めたい。そのためには、水俣市の体制づくりと事業化をどのように推進するかが大切だと思う。(藤本)

2 筑後市役所 第1委員会室

対応者 議会事務局長・船橋義顕氏 総務部企画調整課長・田中富士男氏
総務部企画調整課地方創生担当係長・金子一征氏



定住促進事業について

(1) 筑後市定住促進行動計画について

- ・筑後市の人口は緩やかな増加傾向にあったが、最近では49,000人前後で横ばい状態。平成28年度末の目標人口を50,000人に設定。
- ・新幹線筑後船小屋駅の開業など、交通の利便性がある。

(2) 定住促進の基本方針

① 年間出生数の増加

恋をイメージした「恋のくに・筑後市」として若者を支援する。

② 転入者数の増加

年間 1,800～1,900 人で推移。企業誘致、就農支援、就業の場の確保に努める。

③ 転出者の減

年間 1,700～1,900 人で推移。地域コミュニティ、福祉などの充実を図る。

(3) 定住促進事業の実施状況等 (抜粋)

① 結婚サポートセンター事業

筑後市、八女市、広川町の3自治体で協議会を設置。3自治体で500万円の予算。

登録会員・298人、婚活イベント9回・147人、お見合い申込数・381件
お見合い数・149件(突出して高い)、成婚件数・17件(成婚率は高い)

(数字は平成28年度)

② 新婚世帯家賃支援事業

平成25年より事業開始、今年度予算2,333万円、不動産業者とタイアップ
事業実績…平成28年度末までの累計 216件

転入促進 307人、転出抑制 125人

住民にとって喜ばれており評価が高い。

③ 空き家バンク事業

平成24年より事業開始、今年度予算88,000円

平成26年度より宅建資格を持つ専門員1名を配置後、成果が飛躍的に向上。
民間が扱わない物件を取り扱う。

④ ふるさと案内人事業

平成26年より事業開始、今年度予算395万円(1名)

地域おこし協力隊の制度を活用し、定住促進に寄与する企画立案、実行を行う。

・地域イベントの取材、情報発信

・市の魅力体験バスツアーガイドなど

【感想】

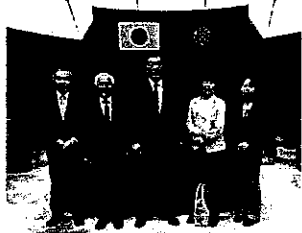
・空き家バンク事業は水俣市でも進めているが、成果が上がっている筑後市の取り組みを参考にすべきである。

・総合的な事業展開がなされて充実していると感じた。ただ、近隣市町と競争になり事業が激化する可能性があり、予算額が高騰するのではないかと気になっ

た。共存共栄の観点から協議を進めながらの展開も必要ではないかと感じた。
(谷口)

- ・水俣市も初恋のまちとしての政策を進めていくのであれば、筑後市のように出会いの場を多く設定して恋が成就するようしなければ、定住化に結びつかないと思った。
(藤本)

3 久留米市役所 19F 第1委員会室



対応者 議会事務局議事調査課長・本松寿史氏
子ども未来部子ども政策課長・中村繁喜氏
子育て支援チーム課長補佐・柿本剛志氏、砂川 太氏

子ども食堂支援事業について

(1) 子どもの貧困に関連する久留米市の状況

- ・平成27年度の生活保護率は21.7%、生活保護受給世帯で17歳以下の子どもの数は754名。
- ・18歳未満の子どもがいるひとり親家庭に対しては、所得に応じて児童扶養手当が支給される。27年度受給世帯数は3554世帯で、この5年間微増傾向にある。母子家庭の年間の平均収入は229万円で、父子家庭の386万円に比べてかなり低い。
- ・就学援助を受けている児童生徒の割合は25.43%、準要保護支給基準は生活保護基準の1.3倍に設定。久留米市は23.55%と、全国平均13.91%、県平均20.24%より高い。

(2) 子どもの貧困対策に関する久留米市の取り組み

① 教育支援

- ・学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
- ・就学支援の充実
- ・生活困窮世帯等への学習支援

② 生活支援

- ・保護者の生活支援
- ・子どもの生活支援：「子ども食堂」への支援

③ 保護者への就労支援

④ 経済的支援

(3) 子ども食堂事業の取り組みの現状

行政が子ども食堂を設置運営するのではなく、地域や市民団体等が実施する子ども食堂に対して補助金による側面的支援を行うことで、地域で見守る環境づくりを図る。平成28年6月から受け付けを開始。

① 事業内容

- ・経済的または時間的な理由等により、家庭での食事環境が十分でない状況にある子どもたちに対する支援
- ・子どもと地域がつながる場の提供を行う「子ども食堂」への補助を行うことにより、子どもの食生活の向上を図るとともに、地域で子どもたちを見守る環境づくりを支援する。

② 補助要件

- ・市内で月1回以上かつ定期的を開催すること
- ・協力者や民間企業等からの食材提供も活用し、安全安心で栄養のある食事を提供すること
- ・食事代は原則無料とすること

③ 補助基準額と補助対象経費

- ・運営費：開催数に応じて年額10万円～30万円
食材費、会場借上げ料、光熱水費、運営に必要な経費
- ・施設整備費：20万円を1回、大型冷蔵庫、炊飯器などの備品
施設改修に要する経費

④ 実施状況

- ・現在、補助を受けているのは6団体
月1回開催の団体もあれば、週1～2回開催する団体もある。また、学生ボランティアによる学習支援を行っているところもある。

⑤ 成果(○)と課題(△)

- 食事の提供に加えて、学習支援・生活支援・地域との交流ができてきた。
- 子どもたちの居場所として認知され、参加者が増えてきた。
- 好き嫌いがあつたが残さず食べたなどの報告もある。
- △事前に参加者の把握ができず、食事の提供数に不安がある。
- △スペースに余裕がなく、学習支援や生活支援の実施、食材の保管等が難しい。
- △寄付による食材の供給が不安定なため、献立によっては自己負担による購入が多い。

【感想】

- ・子どもの貧困対策に関する教育支援、生活支援、経済的支援の成果が顕著に表れていて、評価できる事業であった。課題もあるが、地域ぐるみで次世代の子どもたちを支え合う努力と理解、さらに市のアドバイスや支援があれば克服できるのではないかと思う。水俣市においても早急に検討すべきではないかと強く感じた。 (谷口)
- ・子ども食堂の先進的な、多様な取り組みに感心した。子ども食堂の意味について、より深く捉えることができた。水俣市でも模索が必要だと思う。 (藤本)

無限21活動報告

出席者 谷口真次

藤本寿子



2017年5月19日

会議報告 1

熊本県社民党関連自治体議員団総会

日時 2017年5月13日(土)午後2時

場所 KKRホテル熊本

内容 2016年会計報告 監査報告

活動報告

2017年会計予算案

活動予定 8月17日から19日まで九州ブロック「活動交流集会」予定など すべて了承される。

会議2

連合熊本推薦議員団会議 第11回総会

日時 2017年5月13日(土)

場所 KKRホテル熊本

内容 2016年会計報告 2016年度選挙結果など

2017年度会計予算 活動予定 規約改正 新幹事について

講演 「世界と日本の政治のトレンド」

参議院政策審議会会長 民進党政策調査会長代理

藤末健三

講演内容 アメリカの大統領選挙の分析 世界の国々の政治の状況
社会的な格差を制御できない場合、ポピュリズムや過激思想

会務局

29.5.19

号

感想

への移行 過去には、第1次世界大戦へ 反移民を掲げる国民戦
戦が選挙で躍進 民主党の今後は、広く開かれたネットワーク型
政党 男女共同参画の党をつくる など
原発政策（エネルギー政策）をもっと主軸において欲しい。それ
と格差社会の矛盾解決 高齢者社会への政策、農業政策も目を向
けるべきだと思った。

旅行報告書

会派名 無限21

会派代表者 谷口眞次

平成30年2月13日

旅行者氏名	旅行者氏名
谷口 眞次	
藤本 壽子	
田中 睦	

下記の用務のため旅行しましたので報告いたします。

1 期間 平成30年2月6日（火）から
平成30年2月7日（水）まで

2 旅行先及び用務の概要

旅行先	用務の概要
鹿児島県いちき串木野市	いちき串木野市役所 ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業について
熊本県球磨郡多良木町	ブルートレインたらぎ ・ 都市農山村交流促進施設設置事業について



無限21会派 行政視察報告書

報告者 田中 睦

日 程 平成30年2月6日(火)～7日(水)
視察場所 鹿児島県いちき串木野市、熊本県球磨郡多良木町
参加者 谷口眞次、藤本壽子、田中睦：無限21
野中重男、高岡朱美：日本共産党

視察の概要

1 いちき串木野市役所 3F 第一委員会室

対応者 市議会副議長・東 育代氏
議会事務局局長補佐・岡田錦也氏
健康増進課課長・若松友子氏



高齢者元気度アップ地域活性化事業について

・いちき串木野市における高齢者の現状

総人口・28,483人 65歳以上：10,053人 35.3% 75歳以上：5,386人 18.9%

- ・目的 高齢者自身の健康づくりや社会参加、高齢者を含む地域の任意団体が
行う互助活動に対して、地域商品券等に交換可能なポイントを付与す
ることにより、介護予防の推進を図るとともに、高齢者を地域全体で
支える地域包括ケアの推進を図る。

(1) 高齢者元気度アップ・ポイント事業(個人を対象)

《目的》 地域支援事業を活用し、高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参
加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図る。

- ・平成24年度(平成25年1月)に事業を開始
- ・財源：報償費1/2 県単独補助、報償費1/2+事務費 国県等補助対象
- ・28年度実績：登録者数1,878人 交換金額307万円(1/2が県補助)

《対象活動》①健康増進・介護予防活動・学習会等への参加：各種健診や教室等

②地域貢献活動：学校から要請されたボランティア活動

③介護施設等におけるボランティア：食事配下膳支援・清掃支援等

《ポイント付与・交換》

- ・交換単位：1ポイント100円
- ・交換上限：年間50ポイント(5000円分の地域商品券)

☆地域活性化につながっている。

(2) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業(グループを対象)

《目的》 若い世代と高齢者による、近所の助け合いやボランティア活動などの「互助活動」を促進し、高齢化社会に対する地域づくりや地域活性化を図る。

- ・平成 26 年度(平成 27 年 1 月)に事業開始
- ・財源：全額県単独補助(事業費上限 75 万円)
- ・28 年度実績：登録団体 94 延べ参加構成員数 21,377 人(65 歳以上 19,384 人)
ポイント交換 3,584,000 円

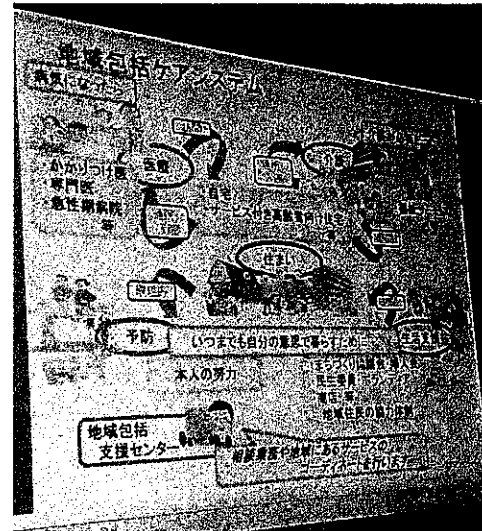
《対象となる活動の例》

ア) 高齢者を支援する活動

- ①高齢者の地域支えあい活動
 - ・「ころばん体操」など
- ②高齢者や介護者の仲間づくりへの支援
 - ・地域サロンの開催、手伝いなど
- ③介護保健施設等でのボランティア活動
 - ・イベント時のスタッフ補助など

イ) 地域活性化の活動

- ①地域貢献活動：学校支援



【感想】

- ・ポイント事業と結びついた事業で、個人としての活動にもグループでの活動にもポイントが付き、高齢者の健康づくり・社会参加に役立っていることが分かった。26 年度 25 団体からスタートして現在 100 を超える団体が登録され、元気に活動しておられるということである。週 1 回の「ころばん体操」から、包丁研ぎやごみだし支援などの生活支援サービスの充実につなげようという動きも出てきているようだ。地域の人同士の交流が深まり、人間関係が強まることにより認知症予防や防災にもつながると思った。水俣市においてもどのような形で実施できるのかを検討したい。

2 多良木町 ブルートレインたらぎ

対応者 多良木町議会議長・村山 昇氏

企画観光課商工観光係係長・椎葉直宏氏

多良木町教育委員会教育振興課社会教育係係長・永井孝宏氏

都市農山村交流促進施設設置事業について

◎多良木町におけるブルートレイン利活用計画の概要

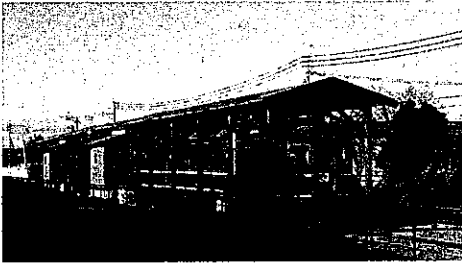
(1) 多良木町の現状と課題

- ・人口 9,800 人、農林業が主産業で米、メロン、葉タバコ、果樹等を栽培、畜産、

酪農も行っている。

- ・平成 21 年では宿泊施設はビジネスホテルが 1 軒あるのみとなった。平成 18 年に「グリーン・ツーリズム研究会」を設立し、翌年には農家民宿が 3 軒開業し、現在は 5 軒になっている。

(2) 農山漁村交流活性化プロジェクト支援交付金の活用と JR への車両払下げ要望



- ・ブルートレイン「なは」を宿泊施設として活用を始めた阿久根市の事例を参考に、寝台列車誘致の検討を始めた。
- ・JR 九州との相談の結果、3 両の払下げが決まり、21 年 11 月に農林水産省の交付金決定通知が届いた。

(3) 計画の概要

- ・事業費 6,991 万円
- ・財源の内訳
 - ・国からの補助 4,969 万円
 - ・町の基金から繰入 1,800 万円
 - ・一般財源 222 万円
- ・寝台車両 3 両を活用：2 両を宿泊用に、1 両を事務室・コミュニティールームにしている。
- ・用地：くま川鉄道株式会社から無償で借り受ける。
- ・施設：簡易宿泊施設で、車両内で火気を使えないので風呂や食事の提供はない。



すぐ近くに入浴施設「えびすの湯」がある。飲食店も歩いて行ける所に点在している。

(4) 利用状況

- ・年間 3,000 人を超える利用がある。大人 3,080 円 中学生以下 2,050 円
- ・平成 28 年度は収入約 862 万円、支出 1,570 万円(人件費、水光熱費等)
- ・周辺に町民体育館、武道館、陸上競技場、野球場などがあり、スポーツ合宿での利用が多い。列車ファンやツーリング客の利用もある。
- ・町内の冠婚葬祭での利用者もいる。
- ・今後はいかにリピーターを増やすかが鍵になる。



【感想】

・ビジネスの利用には、狭い、天井が低い、パジャマ等の備えがないなどの宿泊環境のため、利用は多くないと思うが、スポーツ合宿や家族で夏休みに利用する際には、安価で好まれるのではないかと。水俣でもエコパークを活用してのスポーツ振興とタイアップして、簡易宿泊施設の設置を検討する余地はあるように思う。

旅行報告書

会 派 名 無限21

会派代表者 谷 口 眞 次

平成30年 2月22日

旅行者氏名	旅行者氏名
谷 口 眞 次	
田 中 睦	
藤 本 壽 子	

下記の用務のため旅行いたしましたので報告いたします。

- 1 期間 平成30年2月14日(水曜日)から平成30年2月15日(木曜日)まで
- 2 旅行先及び用務の概要

旅行先	目 的
豊後高田市	豊後高田市役所 ・定住・移住推進事業について ・地域サロン事業(玉津プラチナ通り等)について 昭和の町ほか現地見学(案内人制度を活用)

無限21会派 行政視察報告書

報告者 藤本寿子

日程 2018年2月14日(水) 2月15日(木)
視察先 大分県豊後高田市
参加者 無限21 : 谷口真次 藤本寿子 田中睦
日本共産党 : 野中重男 高岡朱美

視察の概要

1 定住 移住推進事業

1 豊後高田市役所会議室

対応者 市議会事務局主幹兼庶務係長 次郎丸浩一
市議会事務局 議事係 小門敏寛

豊後高田市の概要

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置する。大分市まで60キロ。北九州まで90キロ。豊かな自然と温暖な瀬戸内式気候である。奈良時代末から、宇佐八幡の影響を強く受け、平安時代には、宇佐八幡の荘園となり、その経済力を背景として独特の「六郷満山文化」を開化させた。当時は海路交通により、関西方面との交流が盛んであった。六郷満山文化ゆかりの史跡など豊かな自然と歴史文化など地域資源が豊富である。明治以降は、関門地域への内海の航路の拠点となった。その後、昭和にかけて町村合併により、明治29年に豊後高田市、西国東郡真玉町、西国東郡香香地町の1市2町が誕生。その後 都市部への人口流出により、過疎化、高齢化が進行したため 平成17年に1市2町の新設合併により 現在の「豊後高田市」が発足。

現在の人口 23059人(世帯数 10595)

高齢化率 37.3%

産業 第一次産業 しいたけ いちご ねぎ

本社を豊後高田に置く企業

ヤクルトヘルスフーズ 佐々木食品 チアエンタープラ

「大分北部中核工業団地」に8社 自動車関連 プラスチック関連など

目的 戦後の時期から、約半減した人口。この流出を止めるため
あらゆる定住に向けた施策に取り組む
「豊後高田市 空家バンク制度」

移住希望者に紹介できる「空家」が必要と空家バンク事業
を始める。

1 空家リフォーム事業

市内事業者が改修 不要物撤去をする場合 市から補助
をだす。

2 空家マッチング奨励事業

空家バンクに登録して貰える物件を紹介すると、2万円

その結果 平成18年度から新規登録物件257

利用希望世帯数 1085

契約数 241世帯の実績がある（毎年30軒以上）

*「新婚さん応援住宅」子育て応援住宅「住まいるハウス」「エミール城台」
移住へのお誘い

田舎暮らし体験 「半住 半旅」家族で豊後高田市へ
宣伝 広報（移住希望者や移住者に配布）

*144項目に及ぶ、支援事業を紹介する「豊後高田定住ガイドブック」
この中には、子育て世帯引っ越し応援事業 孫ターン奨励金などなど
ユニーク支援事業が網羅されている。

*「学びの21世紀塾」

豊後高田市のこどもたちのすべての学力向上を目的に公的な学習塾を設けて
いる。こどもたちの学力向上が進んでいるということで県内でも評価が大きい
この取組みも定住化策に結びついている。

財源としては

地方創生法に呼応し、具体的には、市総務費より、毎年4000万から70
00万の持ち出しとなっている。

近年の取組みの効果

住みたい田舎ランキングで1位や3位と常に上位であり、テレビでも「人生
の楽園」に4回 その他 多くのテレビ番組にとりあげられている。

また、年齢階層別の人口増減（流出入）率としては、平成28年度 3月末
日現在で 63人の社会増（4月から3月）20歳代を除いて広い世代で人口
流入が実現している。

2 地域サロン事業（玉津プラチナ通り）視察

担当者 社会福祉課 生きがい福祉係長
近藤保博

この取組みの背景

豊後高田の中心商店街は、江戸時代から昭和30年代まで、国東半島一のにぎわいがあった。「おまち」として栄える。

その後、昭和の町の取組みとなり、年間50万人の観光客を呼びこんでいるが、この、玉津商店街は、その事業からも取り残された。

そのため、お寺、神社、史跡などが、集積。更に、病院などもあるため、「御利益・健康」と言ったキーワードで市民、高齢者向けまちづくりをめざす。平成18年度頃から考案した。

事例

- 1 旧銀行を活用し、高齢者向けデイサービス施設整備
- 2 「玉津まちの駅」農産物直売所 軽食カフェも併設
- 3 豊後高田市老人クラブ連合会の活動拠点として、「プラチナ笑話」館と「交流ショップ寄りみち」オープン
- 4 玉津コミュニティカフェ「こいこい」では、毎週月曜日と木曜日に、こども食堂とあわせ、高齢者会食サービスを実施
- 5 旧友成パン工場を活用し、映画やカラオケ、麻雀 将棋などができる遊戯施設を整備した。

施設見学としては 映画館「玉津東天紅」をみせて頂いた。年間、3500人ほどの利用があるということであった。

豊後高田の「昭和のまち」視察

日時 2018年 2月15日(木) 午前中

担当 豊後高田市 まち歩きご案内人 井上さん

昭和のまちの経過

平成15年頃からの取組である。商店街が全盛期だった頃、昭和30年代の賑わいをもう一度ということで商店、商工会議所、行政が一体となって取り組む。観光客が年々増え、今では、年間40万人。

昭和ロマン蔵

明治から昭和にかけて大分県きっての金持ちと言われた、野村財閥が蔵として使っていたものを改修し、昭和のなつかしい品々を展示している。このなかには、レストラン「旬彩」があり、国東半島の食材を使った料理を提供している。

「一店一宝」いうことで商品を作り、販売。案内人が連れて行ってくれたところには、雑貨商、餅や、コロッケのおいしい肉や値上げしない、大衆食堂、昔なつかしい学校給食を出す店、カフェなどがあつた。

昭和のまち案内人の説明により、一店一店の歴史なども良くわかり、店への愛着が湧いた。売上にも貢献していると思った。

豊後高田市視察感想

- * 定住移住支援策については、144項目の支援事業を行っているが、ここまでするかと思うほどの支援策には、驚きと感動でした。水俣市と、あまり変わらない予算規模で何が違うのか？
土木事業費が少ない分が、この支援策に繋がっているのではないか。6年間で243人、平成28年度3月末63人の社会増は、水俣市には、真似のできないような素晴らしい実績であります。
- * また、地域サロン事業（玉津プラチナ通り）の中では、玉津東天紅が参考になった。ミニシアター カラオケ 麻雀 囲碁 将棋などが出来る懐かしい遊戯施設は、水俣にも好まれる施設ではないかと感じた。（1500万円、1000万円の補助金）
- * 昭和のまちができたことにより、年間40万人という経済効果も素晴らしいが、文化面でも、昭和時代が題材になる映画のロケ地になるということで、また脚光を浴びるといふ相乗効果が生まれており、町づくりとしては、本当に学ぶべきことが、多くあつた。

熊本県水俣市議会行政視察質問事項回答 (2 / 14)

移住者懇話会での意見についてどんな意見や要望があったのか。

→ 移住者懇話会は毎年1月あたりに1回開催しています。参加人数は10人～20人となっており、会場は近年では移住者の方が開業したカフェなどで行っています。

懇話会での意見交換の内容については次のとおりです。

移住したポイントについては、「田舎暮らしの本を見て相談に来て、対応いただいた職員のみなさんの熱意を感じたから」、「空き家バンクの物件を見て、ちょうどいい古民家あり気に入ったから」、「田舎暮らしのテレビ番組で紹介されているのを見て、移住したいと思ったから」、「温泉が近くにあり、人も親切で、自然に囲まれていて、環境がいいから」などの意見をもたらしています。

困っていることについては、「公共交通（バスなど）が少ない」、「地域に若い人が少ない」、「周りが静かすぎて不安になる、夜間は電灯がなく真っ暗」、「近所の人との付き合いがほとんどない」、「専門的な病院が市内にない」という意見がありました。

市に対する要望としては、「移住者と住民の間を結びつけるしくみがほしい」、「子育て世帯だけでなく、全世帯の引越し応援金をつくってほしい」、「就職に際し、ハローワークだけではなく、移住者専用の就職支援がほしい」、「コミュニティバスの充実をお願いしたい」などの意見をもたらしています。

議員研修会開催報告書

テーマ: チッソの分社化とJNC株式売却を考える

開催日時: 2018年3月31日(土)

午後 14:00~16:00

開催場所: 水俣市公民館

講師: 除本理史(大阪市立大学大学院経営学研究科教授)

参加人数 93名



チツソの分社化と JNC株式売却を考える

2018年3月31日
水俣市公民館

除本 理史(よけもと まさふみ)
大阪市立大学 大学院経営学研究科 教授

(若干の自己紹介)

- 研究テーマ:
 - ・公害・環境被害の補償・救済をめぐる費用負担 ～チツソ金融支援等の研究、公害健康被害補償法の研究など
 - ・公害地域における環境再生のまちづくり ～主として、大気汚染公害地域 四日市、川崎、東京、大阪・西淀川など
 - ・戦後日本の公害問題の教訓を踏まえた、福島原発事故の被害補償問題に関する研究

拙著『環境被害の責任と費用負担』(有斐閣、2007)
第2章の構成

- 第2章「産業公害事件における費用負担: 熊本水俣病を事例として」
 1. 水俣病事件における環境被害
 2. 漁業補償
 3. 健康被害に対する補償・救済
 4. 公害防止事業
 5. 地域再生・振興
 6. 各種県債の利子について
 7. 健康被害の補償・救済をめぐる行政の責任と費用負担
 8. 関係金融機関の責任と費用負担

環境被害の責任と
費用負担



水俣とのつながり



- 1996 水俣・東京展
- 1999 水俣病に関する講義開始
- 2003頃 チツソ金融支援の研究開始
日本環境会議現地調査(2003.2)など
- 2009 水俣病特措法とチツソ分社化問題の研究開始
- 2011 公害問題の教訓を踏まえ、原発賠償問題の研究を開始

【水俣病の歴史】

水俣病のチッソ債務、993億円の返済再猶予 政府、支援を強化

新たなチッソ支援策のポイント

- 経営基礎の強化を通じて円滑な態勢整備、公的債務返済余力を確保
- 2000年抜本支援策を継承
- 1995年解決一時金債務を抜本支援策の対象に含める
- 特措法債務は既往の公的債務の完済めどがつかまで無利子で支払い猶予

2018年15日、水俣市の徳田金チッソ（旧チッソ）が債務再編案（特措法）に基づく返済再猶予（再編）を受け、新たに993億円（付分）について、先に借り入れた993億円（付分）と合わせて返済再猶予期間1276億円（特）を返済猶予めどがつかで返済再猶予を受けるという再編案を決定。同案は特措法、地方法院など関係官庁と関係官庁、関係官庁で再編案が承認された。



- チッソ金融支援(1978～)の最近の動向
- 「患者県債」方式(1978-2000)
- 「抜本策」(2000-)

水俣市長選 高岡氏が初当選 経済活性化強調 支持広げる熊本

2018年4月15日 熊本県

- 「チッソの会社清算につながる」と患者団体などが反対しているJNC株売却に関しては「市全体の発展には必要で波及効果がある。(売却条件の)『市況の好転』のために協力していきたい。『救済の終了』は現在の訴訟がおおよそ終わった時点が目安になる」との見解を示した。(毎日新聞18/2/6)

チッソ金融支援と分社化、JNC株式売却

- チッソ金融支援(1978～)
- 「患者県債」方式(1978-2000)
- 「抜本策」(2000-)
- 水俣病特措法(2009)
- チッソ分社化、JNC株式売却の構想
- ・・・40年間の経緯と現在地を確認する必要

本日お話しすること

- [1] なぜチッソ金融支援が必要だったのか？
- [2] なぜチッソ分社化が登場したのか？
 - ①チッソ金融支援(1978) → 公的債務累積
 - ②関西訴訟最高裁判決(2004) → 救済求める運動の再高揚
 - 抜本策(2000) + チッソ分社化(特措法2009)
- [3] 水俣病特措法(→分社化、JNC株式売却)の問題点
チッソ、JNCの地域社会に対する責任

JNC株式会社 発足
チッソ株式会社 100% 出資
 2000年10月1日 発足
 JNC株式会社へ移行しました。

チッソとはどんな会社か(戦前編)

- 1906年(明治39) 曾木電気株式会社設立(水力発電)
- 1908年(明治41) 日本窒素肥料株式会社に改称、水俣市の工場建設、石灰窒素の製造を開始←余剰電力の利用
- 1927年(昭和2) 朝鮮窒素肥料株式会社設立(日本統治時代にあたる)、世界最大規模の化学コンビナート「豊南工場」設立・・・興南(フナム)は現在の北朝鮮に属する。約3000人の農漁村が盛時20万人となったという(下図ウィキペディアより借用)
- 日窒コンツェルンを形成
=工業中心の財閥



チッソとはどんな会社か(戦後編)

- 敗戦で海外の資産を失う
- 財閥解体で、日窒コンツェルンがチッソ、旭化成、積水化学、信越化学などへ分解
- チッソは水俣工場のみで再建へ
同業(肥料・素材型化学工業)他社との比較
1950年度 売上高10位 営業利益7位
1960年度 売上高 9位(167億円)
営業利益 6位(23億円)
→ 石油化学への展開
- 宇井純氏の学生時代の話:「筆者が東大応化[工学部応用化学科]を卒業した一九五六年ごろは、技術者をたいせつにする工場として学生の間での評判は最高であり、クラスでもトップの成績の学生しか入れないという評判になっていた」(宇井, 1968, p.16)

**なぜチッソ金融支援が必要だったのか？
水俣病第1次訴訟と補償協定(1973)**

一貫金	手当(円)	医費費	その他
Aランク 1,800万円	177,000円	チッソが全額を負担	医療手当、介護費、葬祭料、温泉治療費、鍼灸治療費、薬費、特別住居費等修学援助費、マッサージ治療費、温泉治療費(詳細は下表参照)
Bランク 1,700万円	95,000円		
Cランク 1,600万円	71,000円		

※A, Bランクには本表にも一貫金が支払われる

相思社HPより

なぜチッソ金融支援が必要だったのか？

◆ 患者「切り捨て」(認定条件厳格化)とチッソ金融支援の密接な関係:

補償金支払額増大(1973~) → チッソ財政難 → 「切り捨て路線」+ チッソ金融支援(1977-78)

• 以上の経緯を具体的に見ていくと、チッソ金融支援がなぜ必要だったかがわかる。

認定条件の厳格化

- (昭和)46年、52年判断条件とは

46年判断条件: 1971年の川本輝夫氏らに対する棄却処分取消(環境庁の裁決)と同時に出された。従来より広く救済する認定要件となっている。

52年判断条件: 症状の組み合わせによって認定要件を厳格化し、救済対象を狭めた。

なぜチツソ金融支援が必要だったのか？

- 1) 熊本水俣病第1次訴訟で原告勝訴判決+補償協定締結(1973年) → 認定患者、補償金支払の増大

年度	補償金支払額 (百万円)	認定数 (人)
1972以前	1,754	397
1973	11,149	358
1974	3,586	44
1975	3,068	161
1976	4,693	148
1977	5,193	240

(出所) 熊本県環境生活部環境政策課(2008) p.22

なぜチツソ金融支援が必要だったのか？

- 2) チツソの財政難(=補償金の原資不足)

関係金融機関や子会社からの資金流入停止(酒巻・花田, 2001, pp.424-425)

関係金融機関: 1973年をピークに、チツソの

長期借入金残高がほぼ一定(1970年代)

子会社: 関係会社貸付金の残高が急減

1971年 212億5950万円

1974年 168億900万円

1977年 96億5900万円

(全て各年3月末。原資料はチツソ有価証券報告書。酒巻・花田, 2001, p.425, 表2-8-2)

なぜチツソ金融支援が必要だったのか？

- ⇒ 被害者「切り捨て路線」へ

「水俣病第一次訴訟判決後、救済を求めはじめた不知火海周辺の被害者たちを四六年判断条件に沿って認定したら、どれほどの数になるか知れない。被害者の数が少なければ問題はないが、何千人ともなれば加害企業の補償負担は莫大なものとなり、たちまちチツソは消し飛んでしまう。そこで認定制度を操作して、被害者の数を少なくすることにしたのである」(宮澤, 1997, p.440)。

熊本水俣病
事件史上の「1978年」

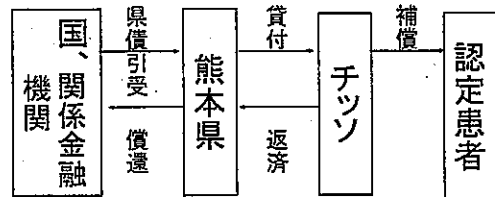
*「1978年」の位置:

- ・「一九七八年ぐらいまでに、環境庁を中心として国家側が、体制を再編したと思うんです」(富樫貞夫発言。緒方ほか, 2004, p.90)。
- ・国が「水俣病を終わらせる」意図をもって本格的に乗り出してくる時期(高峰武発言。同上, p.63)。

チツソ金融支援の仕組み

「患者県債」によるチツソ金融支援(1978~2000)

熊本県が「患者県債」を発行し、大蔵省資金運用部(当時)がその大半を引き受けることによって、チツソに補償金の原資を貸し付ける



チツソ金融支援の仕組み

「患者県債」によるチツソ金融支援(1978~2000)

- ・簡単にいえば、債務(水俣病の被害者に対する)を返済するために、県を通じて、チツソが国から借金をするということ
- ・「患者県債」は、大蔵省資金運用部(当時)が6割(その後7割を経て8割)を引き受け、チツソに融資してきた関係金融機関が残りを引き受けることとされた。

チツソ金融支援の仕組み

「患者県債」によるチツソ金融支援(1978~2000)

- ・はじめのうちは、県を通じた借金の返済額が補償金支払額を下回り、この意味でチツソの負担を軽減する効果があった。
 - ・しかし年を追うごとに、主に利子により返済額が増加。1989年度には返済額>補償金支払額
- | | |
|--------|------------------|
| 返済額 | 約36億円(うち利子約31億円) |
| 補償金支払額 | 約34億 |
- ※ (返済額 > 補償金支払額) の状態を示す矢印が図中に描かれています。
- ・つまり、補償金の支払いよりも、借金返済の方が重荷になってきた(逆効果)

公的債務の累積

チツソの公的債務残高

(利息含む、単位:億円)

[1] 患者補償・水俣湾埋め立て工事に伴う貸し付け	145
[2] 1995年政治決着一時金貸し付け	120
[3] 抜本支援策の返済猶予に伴う債務	961
[4] 特措法一時金貸し付け	993
公的債務合計	2219

※2017年3月末現在(県まとめ)

・出所)熊本日日新聞2018/2/16

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

- 逆効果となった「患者県債」方式を転換する

=チツソ支援「抜本策」(2000～)

(1999年6月、関係閣僚会議で決定)

- ①まず、チツソの借金が増大しないよう、「患者県債」の発行が2000年6月で停止された。

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

- ②とはいえ「患者県債」は【償還】の期日が決まっているので、チツソが自力で返せない分に関して、8割を国が一般会計から補助する。熊本県はチツソに、その分の支払いを猶予し、これについて利子をとらない。

また残りの2割については、熊本県が「特別県債」を発行してチツソに無利子で貸し付け、「特別県債」は全額、政府資金で引き受ける。

=国からの「ある時払いの借金」に変わった
(チツソに返済能力がないとすれば、貸し手から見れば「不良債権化」したともいえる)(酒巻・花田, 2001, p.439)

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

- ③他方、借金の返済額に比べ、相対的に額が低下してきた補償金については、チツソが経常利益(→チツソの経営状況について後述)から支払うことになった。

以上①～③を総合すると、チツソの借金(公的債務)残高のうち、自力で返済できない部分は、国の一般会計などからの公的資金に置き換わっていき、さらに、無利子化される(国からの借金返済のために国からカネが出るという奇妙な構造)

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

「抜本策」に対する評価

「大胆な企業優遇措置」

「我が国の経済政策秩序から大きく逸脱するもの」(永松, 2007, p.91)



チツソの公的債務返済(2010年度の例)

- 2009年度の経常利益が156億円
- 2010年度の公的債務の返済可能額が約38億円
- 2010年度の返済額(=「患者県債」+「ヘドロ立替債」の償還額) 約77億円
- その約半分(上記38億円)を自力で返済。
- 残りの半分には、「抜本策」により公的資金が投入される。=「ある時払いの借金」に変換

チツソ金融支援の構造

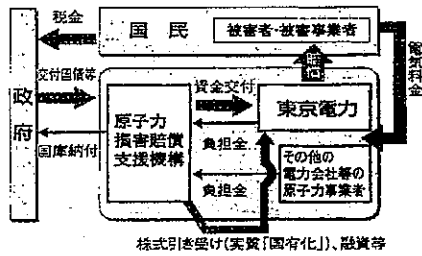
- 被害者に対して、加害者として相対するのはあくまでチツソのみ。
- 国は、チツソと熊本県を媒介にして、それらの背後に隠れる。
- しかし、実質的には国が、補償金の大部分について費用負担している。

チツソ金融支援の構造

- 「責任の回避と遂行のレトリック」(酒巻・花田, 2001, p.419)
- 「レトリックを使った(あるいは、使わざるをえなかった)国家の水俣病責任遂行」(同上, p.420)

福島原発事故との相似点

賠償支援機構=チツソ金融支援類似の構図



未認定患者「救済」でも見られる 国の関与、費用負担

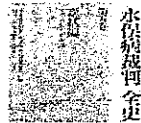
- 医療事業(医療手帳、保健手帳): 国と県で費用負担
- 政治解決における一時金・団体加算金 約317億円の費用負担
 - 85%: 国の一般会計から熊本県を通じてチツソに補助。のちに「抜本策」の一環として国が債権を放棄、実質的に国が負担。
 - 15%: 熊本県が「一時金県債」を発行し、その全額を大蔵省資金運用部が引き受け
 - ただし、国がチツソや県の背後に隠れる構造は不変

水俣病特措法の登場(2009)

水俣病認定申請患者協議会—水俣病患者連合
水俣病全国連: 国賠訴訟(1980~) → 政治解決
関西訴訟(1982~) → 最高裁判決(2004) (1995)

救済求める運動の再高揚

水俣病特措法(2009)
(救済措置、分社化)



水俣病特措法

- 2009年7月 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」成立
- 2つの柱
 - ① 被害者への補償・救済 [目的]
 - ② チツソ分社化 [手段]

「アメ」としての分社化 チッソの追求してきた経営再構築(=分社化)を実現

- ・チッソを特措法の枠組みに引き入れるため、与党(自公)サイドが分社化案を「アメ」として与えた、と報じられている。(09年2月13日、チッソ、「新救済策」の受け入れ表明)

チッソ分社化とは

- ・水俣病の補償責任を継承する親会社と、収益事業を引き継ぐ会社(事業会社)とにチッソを分社化し、チッソの事業を水俣病の補償責任から切り離す。
- ・それによって事業展開が容易となり、企業価値を高め、補償・救済の原資を確保できると説明されている。

チッソ分社化とは

- ・分社化は、チッソが経営再構築として追求してきたもの。
- ・→「加害者救済」との批判もある。
- ・2011年、チッソ分社化(1月、JNC設立、3月末に同社へチッソの事業が譲渡された)

JNC株式会社 発足
 平成23年3月31日に、当社の経営材料分母、独立員分母、化学員分母において並び事業をJNC株式会社へ譲渡いたしました。

チッソ分社化とは

(下図はチッソHPより)

分社化の概念図 (事業形態の見直し)

注: ① 持株会社発足後

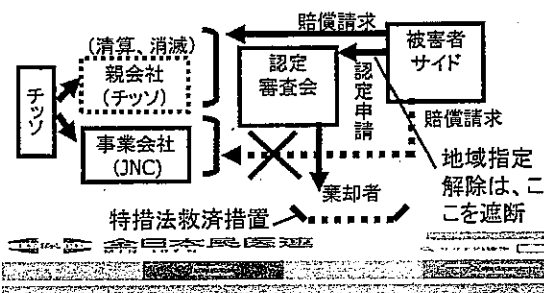
水俣病特措法の問題点

- 1) 関西訴訟最高裁判決を経ているにもかかわらず、費用負担の仕組みがチッソ金融支援と同じ従来型
 - ・ チッソが一時金を支払う(第5条5項)
(政府はそれを「要請」する立場;同4項)
 - ・ 国と関係県は、「チッソが「一時金の支給を円滑に行うことができるよう」あくまで「支援」を行うこととされている(第33条) = 全くの従来型

水俣病特措法の問題点

- 2) 「最終解決」は可能なのか?(除本, 2010)
 - － 認定患者への継続的補償は、JNC株売却益に依存。それによっては、継続的補償に支障?
 - － チッソが清算・消滅してしまったら【この点、前掲チッソHPの図には記載なし】、現在は潜在している患者たちが将来的に補償・救済を求めて名乗りを上げようとしても、訴える相手がすでに存在しない(国、熊本県に対する訴訟は可能)。
 - － 救済措置の「線引き」

被害者からみた特措法



(表7) 水俣特措法に基づく申請者と判定結果

平成26年8月29日現在

人	申請者総数	一時金の給付申請者数			認定者数*	未認定者数 認定+未認定
		一時金等対象 者数	認定者数	救済対象外と された者数		
熊本県	12,157	19,306	3,510	3,111	14,797	37,613
鹿児島県	19,971	11,125	2,418	1,128	1,908	16,513
新潟県**	2,002	1,811	85	77	29	1,925
合計	64,730	32,241	6,013	4,616	16,834	55,051

*1 本特措法施行時に限有している保健手帳から未認定者数(本特措法に基づく手帳)への移行人数

**2 新潟県については、平成26年8月29日時点の認定数

JNC株式売却の要件1

- 特措法12条3項(環境大臣が株売却を承認することができる条件)
- 一 第十九条第一項の補償賦課金を株式の譲渡により確保できること。【補償完遂】
- 二 公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと見込まれること。【債務完済】
- 三 第一項の株式の譲渡の後に債権者の一般の利益が害されることがないこと。

JNC株式売却の要件2

- 特措法13条
- 事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結する。
「チツソの会社清算につながる」と患者団体などが反対しているJNC株売却に関しては「市全体の発展には必要で波及効果がある。(売却条件の)『市況の好転』のために協力していきたい。『救済の終了』は現在の訴訟がおおよそ終わった時点が目安になる」との見解を示した。
(水俣市長選 高岡氏が初当選 経済活性化強調 支持広げる /熊本『毎日新聞』18/2/6)

JNCの雇用確保等に関する規定

- (地域の振興等)
- 第三十五条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

チツソ、JNCの地域社会に対する責任

- 第三十六条 政府及び関係者【JNC含む】は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。
- 2 政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

参考文献①

- 宇井純(1968)『公害の政治学—水俣病を追って』三省堂新書
- 緒方正人・実川悠太・高峰武・遠藤邦夫・富樫貞夫(2004)「今、私たちはどこにいるのか」(座談会)水俣病センター相思社編『今 水俣がよびかける』(自費出版) pp.15-151
- 熊本県環境生活部環境政策課(2008)『「チッソ株式会社」に対する金融支援措置』についての経緯(参考資料編)』
- 酒巻政章・花田昌宣(2001)「チッソ金融支援の過去・現在・未来」熊本学園大学産業経営研究所編『熊本県産業経済の推移と展望—自立と連携をめざす地域社会』日本評論社, pp.413-442
- 酒巻政章・花田昌宣(2004)「水俣病被害補償にみる企業と国家の責任論」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店, pp.271-312

参考文献②

- 永松俊雄(2007)『チッソ支援の政策学—政府金融支援措置の軌跡』成文堂
- 宮澤信雄(1997)『水俣病事件四十年』葦書房
- 除本理史(2007)『環境被害の責任と費用負担』有斐閣
- 除本理史(2010)「水俣病特措法の何が問題か」『ごんずい』(水俣病センター相思社)116号, pp.5-11
- 除本理史(2013)『原発賠償を問う』岩波ブックレット
- 除本理史(2016)『公害から福島を考える』岩波書店

チツソの分社化 とJNC株式売却 を考える

- チツソ分社化と子会社JNC株式売却とは
- 水俣病被害者への責任はどうなるのか。
- 加害企業としてチツソの地域社会への責任はどうなるのか。
- 水俣の再生のために今何をすべきか。

3/31(土) 14:00~
水俣市公民館研修室

よけもと まさふみ
除本 理史

講師

1971年、神奈川県生まれ
一橋大学大学院経済学研究科博士課程
大阪市立大学大学院経営学研究科教授
専門は環境政策論
著書「環境被害の責任と費用負担」(有斐閣2007)



主催 水俣市 日本共産党議員団・無限21議員団

問合せ 野中重男 090-9493-8766

議員の研修ですが、一般公開いたします。どなたさまもお気軽にご参加ください。(参加費無料)

